

地域の生涯学習機関としての大学 －広島県を事例として－

葛 原 生 子 (安田女子大学)

川 崎 天 子 (安田女子大学大学院)

松 元 朋 子 (安田女子大学大学院)

1. はじめに

近年、社会教育中心の生涯学習推進から、大学教育を組み入れた生涯学習推進への転換を求められるようになってきている。その背景として、社会の全般的な高学歴化と学校卒業後の学習課題の専門・高度化、地域住民の系統的体系的学習ニーズの増大や学習成果の評価への期待、及び産業界における知的技術の発達への対応等がある。

また、大学も、このような新しい学習需要の増大に応えると同時に、伝統的な学生人口の急減期を迎え、生き残りをかけて生涯学習システムとしての自己の再編成と再生を模索しはじめている。

この関連で、いま大学は生涯学習機関として、一方で「組織的な改革」と、他方で「カリキュラムの見直し」に取り組んでいる。前者は、社会人へのアクセスの拡大、履修形態の弾力化、学習成果の評価基準の多様化などの大学改革と関わり、後者は、伝統的静態的社会における学問研究の成果の知識伝達型の教育から、変動する生涯学習社会の要請に対応する研究開発・創造型教育活動への教育改革に関わる。本研究は、前者の側面に関する、最近の制度改革に焦点化し、「伝統的大学」から「生涯学習機関としての大学」への変革が、いま地域社会レベルでどのように具体化されつつあるかについて、広島県を事例として実証的に明らかにしようとしたものである。

このような問題意識のもとに、安田女子大学生涯学習研究所（所長：池田秀男）では、第百生命フレンドシップ財団（理事長：春田 博）の援助を受けて、地域に住む生涯学習者の視座から、大学がどの程度開かれているのか、またそれがどの程度活用されているのか、広島県内の全大学を対象に調査研究を実施した¹⁾。

本稿は、その一部をとりまとめたものである。

2. 調査研究の方法

(1) 調査手順

県内全大学（短期大学，大学，大学院）に対して，次の2段階で調査を実施した。

まず第一段階として，各大学の便覧，募集要項，パンフレット等の既存の資料を収集し，分析した。次に第二段階として，各大学に対する聞き取り調査（1994年10月現在）を実施した。

なお，今回の調査では，短期大学，大学，大学院の3つのレベルにおける生涯学習機関としての独自の役割やそれらの開放状況など，いわばミクロな実態把握よりも，それら3レベルを超えた大学の共通の改革実態の解明に重点をおいて研究している。

(2) 調査対象－県内大学の概要

広島県内には，短期大学が14校，大学が16校あり，大学16校の内10校に大学院が設置されている。これらの地域配置と専門領域²⁾を示すと図1の通りである。

(3) 調査項目

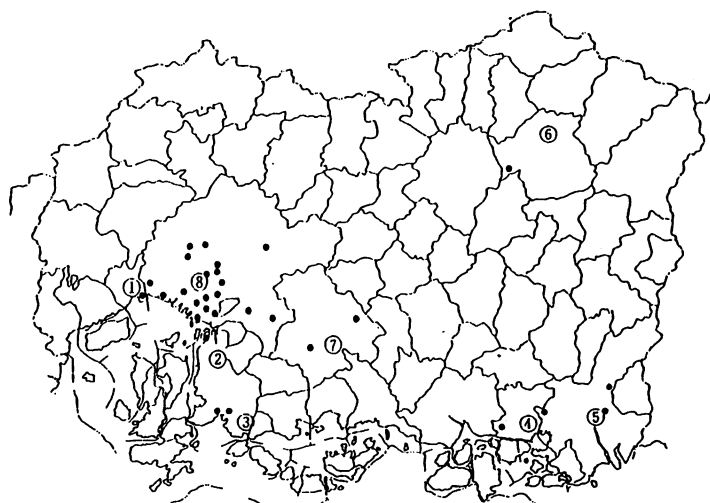
平成3年の大学審議会答申，答申に基づく大学及び大学院の設置基準の改正によって，生涯学習推進のための大学開放に関する制度改革，すなわち生涯学習機関としての大学の法制的整備が急速になされてきた。もちろん，それ以前にも大学は，大学の第三の機能として，地域へのサービス「大学開放」を位置付け，公開講座等の事業を実施してきており，これらも一般の人々が最初に気軽に大学にアプローチする機会として，生涯学習推進の文脈からも，ますますその重要性は増してくるものと思われる。

したがって，本調査では，生涯学習推進のための大学開放に関する制度や事業として，以下のものを取り上げ，調査項目とした³⁾。

大学の正規課程の開放にかかわるものとして，

- ・「大学や学位へのアクセスの拡大」にかかわるもの
 - ① 社会人特別選抜制度，② 編入学制度
- ・「大学の履修形態の柔軟化や弾力化」にかかわるもの
 - ③ 夜間課程，④ 昼夜開講制，⑤ 科目等履修生制度，⑥ 専攻科
- ・「学習成果の評価」にかかわるもの

(●は大学の位置を示す)



① 廿日市市

領域	短大	大	院
1	1	0	0
16	1	0	0

② 坂町

領域	短大	大	院
6	1	0	0

③ 県市

領域	短大	大	院
10	0	1	0
16	1	0	0

④ 尾道市

領域	短大	大	院
1	1	0	0
6	1	0	0
7	1	0	0

⑤ 福山市

領域	短大	大	院
6	0	1	0
7	0	1	1
10	0	1	1
14	0	1	1
16	1	0	0
17	1	0	0

⑥ 庄原市

領域	短大	大	院
6	0	1	1
11	0	1	1

⑦ 東広島市

領域	短大	大	院
1	0	1	1
9	0	1	1
10	0	2	2
11	0	1	0
12	0	0	1
17	0	1	1
21	0	1	0
25	0	0	1

⑧ 広島市

領域	短大	大	院
1	3	5	2
3	0	1	1
4	0	2	1
6	1	1	1
7	0	2	1
8	0	0	1
10	1	2	1
13	0	1	1
16	6	2	0
17	4	1	1
19	1	1	0
20	1	1	1
22	1	0	0
23	0	1	0
24	0	1	0
26	1	0	0

専門領域のコード

- | | | | |
|----------|-----------|-------------|----------|
| 1 文学 | 8 社会科学 | 15 医療福祉学 | 22 情報・後背 |
| 2 宗教学 | 9 理学 | 16 家政学・生活科学 | 23 情報科学 |
| 3 人文学 | 10 工学 | 17 教育学・保育学 | 24 国際学 |
| 4 法学 | 11 農学・水産学 | 18 体育学 | 25 国際協力 |
| 5 政治学 | 12 生物園科学 | 19 美術 | 26 教養 |
| 6 商学・経営学 | 13 医学・歯学 | 20 音楽 | |
| 7 経済学 | 14 薬学 | 21 総合科学 | |

図1 県内大学の地域配置と専門領域

100 自由研究

⑦単位認定・互換

それ以外のものとして

⑧大学公開講座、⑨諸施設の開放

これら①～⑨までの各項目に関して、各大学における制度や事業の有無、利用条件、及び利用実態を明らかにし、地域の生涯学習機関としての大学の現状把握を試みた。

3. 調査結果の概要

各項目の調査結果の概要は次の通りである。

(1) 社会人特別選抜制度

社会人特別選抜を実施している大学の数、及びこの制度による入学者数を示したのが表1である。短大、大学に関しては、1994年の時点で全体の約1/4、8校がこの制度を実施しており、入学者数は48名である。この内訳をみると、短大も大学もそれぞれ1校ある夜間課程が入学者数の大部分（短大：19名中14名、大学：29名中24名）を占めている。それ以外では、短大・大学合わせて広島県全体で10名にすぎず、この傾向は最近5年間ほとんど変わっていない⁴⁾。大学院は、実施校数も入学者数も増加し、短大、大学に比べて拡大傾向が顕著であることがわかる。

この制度の利用条件を、出願資格、提出書類及び試験内容によってみると、短大、大学では、どの大学もほぼ類似している。出願資格は全校、大学入学資格と年齢制限（下限）のみである。提出書類は、大学によっては必要でないものもあるが、願書、志望理由書、履歴書、卒業証明書、調査書、及び健康診断書である。

表1 社会人特別選抜の実施状況

		1990年	1991年	1992年	1993年	1994年
短期大学 (14校)	実施校数	3	3	3	4	4
	(入学者数)	(21)	(33)	(20)	(21)	(19)
大 学 (16校)	実施校数	2	3	4	4	4
	(入学者数)	(18)	(22)	(31)	(24)	(29)
大 学 院 (10校)	実施校数	1	1	2	3	5
	(入学者数)	(1)	(2)	(0)	(9)	(35)

試験は全校に小論文と面接（口頭試問）があり、若干英語が加わることもある。これに対し大学院では、研究科ごとに利用条件がかなり異なっている。出願資格は、大学院入学資格取得後の経過年数に加え、実務経験、あるいは現職であることが求められるところもある。提出書類も、短大、大学で必要なものに加え、研究計画書や研究業績等の調書を始めとして、推薦書や英語検定成績証明書等、各研究科によって多様なものが求められている。試験内容も様々であり、全ての大学院で採用されているものは口述試験のみであり、その他多い順に言えば、語学、専門科目、小論文と続く。

以上から、社会人特別選抜制度に関しては、短大、大学と大学院で異なる傾向がみられるのがひとつの特徴であることがわかる。短大、大学においては、利用条件の壁は低く、大学入学資格と年齢制限さえクリアすれば、どんな人にも開かれている。しかしながら、10年以上の歴史があり、定員枠も設けられている夜間課程以外は、非常に特殊な例として現在までその傾向が続いている。他方、大学院では、利用条件が限定されており、特定のキャリア、あるいは能力を有する人へのみに開かれた制度となっている。しかし、実施する研究科の数も入学者数も拡大傾向にあり、専門領域によっては、この制度を利用した社会人学生がマイノリティではなくなってきており、制度が一般化してきていると言える。

(2) 編入学制度

編入学は、大学のための制度である。県内全大学16校のうち、13校がなんらかの形でこの制度を採用しており、その他2校も実施を予定している。編入学制度の採用という大枠でみると、ほとんどの大学が実施している、あるいはしようとしているように見えるが、実情は少し異なる。編入学定員を設定して（以後「特別枠」と呼ぶ）、毎年コンスタントに実施しているところもあれば、欠員がある場合に限る（以後「定員補充」と呼ぶ）ところもある。定員補充の場合は、制度として学則にはあるが、これまで欠員が生じていないので実施されていない大学も複数ある。したがって、制度の活用実績のある大学数と、この制度による入学者数を示すと、表2となる。1994年時点で、特別枠による編入学を実施している大学は4校、全大学数の1/4と少ないが、表2に示す5年間の推移をみると、実施校が増えるごとに、この制度を利用した入学者数も確実に増加していることがわかる。また、今後編入学制度の導入を計画している2大学も、特別枠による実施を計画しており、さらに、現在は定員補充のため実際には実施していない大学で、特別枠設定を予定しているところもある。

表2 編入学の実施状況

		1990年	1991年	1992年	1993年	1994年
特 別 枠	実施校数	2	2	2	3	4
	(入学者数)	(11)	(11)	(9)	(140)	(215)
定員補充	実施校数	5	5	5	5	5
	(入学者数)	(34)	(30)	(34)	(41)	(44)

以上から、編入学制度は、採用している大学が多い割には、「欠員がある場合に限り」という規定により、現在はまだ十分機能していないところもあると言わざるをえない。しかしながら、編入学定員設定の動きによって、徐々に整備されてきており、今後もこのような傾向が続くようである。また、編入学の社会人特別選抜を実施している大学は1校である。

(3) 夜間課程

夜間課程があるのは、短期大学1校、大学1校であり、大学院にはない。1994年の入学者数をみると、短大、大学合わせて331名と比較的多いが、この課程の専門領域をみると法学、商学、及び経済学と非常に限定されているのが特徴である。

(4) 昼夜開講制

昼夜開講制を実施している短大、大学は現在のところないが、前述の大学の夜間課程が昼夜開講制を予定している。大学院には1枚あり、昼夜通しの7時限授業や集中スクーリング等の方法で実施されている。

(5) 科目等履修生

科目等履修生制度は、表3に示すように、ここ二、三年で急速に各校が採用するようになってきている。1994年現在で、短大14校中11校、大学16校中13校、大学院10校中7校と、短大、大学、大学院にかかわらず実施されてきているが、利用者数⁵⁾をみると、大学が圧倒的に多く、その数も年々かなり増加していることがわかる。

表3 科目等履修生制度の実施状況

		1990年	1991年	1992年	1993年	1994年
短期大学 (14校)	実施校数	—	—	4	7	11
	(利用者数)			(2)	(43)	(34)
大 学 (16校)	実施校数	—	1	3	7	13
	(利用者数)		(0)	(80)	(102)	(155)
大 学 院 (10校)	実施校数	—	—	—	1	7
	(利用者数)				(0)	(2)

この制度の利用条件をみると、出願資格は、短大、大学で高卒程度、大学院で
大卒程度のみであり、この条件さえクリアすれば誰にでも開かれている。しかし、
短大に複数校、試験と面接、あるいは面接を課すところがあり、大学よりも短大
の方に壁があるようである。提出書類に関しては、「許可願のみ」のところから、
「許可願、履歴書、志願事由書、卒業証明書、成績証明書、健康診断書」まで求
めるところまでである。科目等履修生の場合は、ほとんどの大学で、図書館の利用
は可能であるが、学生証や学割の発行はしていない。しかし、提出書類を多く求
めているところでは、正規の学生と同様に学生証・学割を発行しており、提出書
類の差は、科目等履修生の大学における取扱いの違いと関連しているようである。

また、科目等履修生制度に近い従来の制度として聴講生があり、1992年以降こ
の聴講生を科目等履修生に切り替えた大学がほとんどであるが、両方を併設して
いるところも3校ある。両者とも、大学の学生以外のものが特定の授業科目を履
修できる制度である。しかし両者の違いは、科目等履修生の方は願い出て試験に
合格すれば正式の単位が取得できるところにある。併設している大学では、授業
の聴講のみを希望し、単位取得を希望しない学習者に「単位習得証明書」を出さ
ない代わりに、学習者の必要経費を低く押さえている。科目等履修生制度が採用
されると同時に聴講生は廃止される傾向にあるが、学習者の選択の幅を広げる
という意味で、両者の併設は注目に値すると思われる。

以上から、科目等履修生制度は、ここ数年の間に急速に、特に大学において普
及しており、現在のところ各大学によってかなりバラツキがあるが、比較的安価⁶⁾
に、正規の学生と大差なく大学のサービスを受け、学習資源を活用できる可能
性をもつ制度として、定着しつつあると言えるであろう。

104 自由研究

(6) 専攻科

県内に専攻科は、短大2校、大学1校に設置されているが、この中で短大1校が、学位授与機構から認定を受け、短大卒業後専攻科を経て学士を取得できるようになっている⁷⁾。1993年度に、このルートで8名が学士を取得している。

(7) 単位認定・互換

単位認定・互換については、その実施の形態を a. 他の大学・短大において習得した単位に関するもの、b. 短大又は高専の専攻科、その他文部大臣が別に定める学修において修得した単位に関するもの、及び c. 入学前の既習得単位に関するものに分けることができる。表4が、県内大学のそれぞれの実施状況を示したものである。a, b, c 全ての単位認定・互換が可能な大学もあれば、2つだけ、あるいは1つだけ可能な大学もある。短大14校中12校、大学16校中14校、大学院10校中9校が、なんらかの形で単位認定・互換を行っている。また、b. の例としては、専門学校と情報処理関係の単位互換（短大1校、大学1校）、及び放送大学との単位互換（短大1校、大学2校）があり、現在のところまだ僅かではあるが、既存の大学以外の機関の単位認定・互換の動きも出てきつつある。

表4 単位認定・互換の実施状況（実施校数）

	a	b	c
短期大学 (14校)	10	7	10
大学 (16校)	10	5	14
大学院 (10校)	7	—	5

(8) 大学公開講座

大学の正規課程以外の大学開放として、ほとんどの大学が大学公開講座を実施している。1994年で、大学全16校、短大（大学併設校は除く⁸⁾）11校中7校が実施している。取組み方については、学内のみで実施している大学もあれば、学外のみのところもある。また学内・学外双方、さらに放送を利用して実施している大学も1校ある。1993年度に実施実績のある17校の公開講座の実施回数（のべ）をみると、13校までが20回以下であり、正規課程に換算すると、1年間で1講座（講義として2単位分）程度の実施である。他方、のべ60回以上実施している大

学が3校あり、取組み方が二極分化していることがわかる。また実施回数が少ないところは、ほとんどが無料で実施しているのに対して、実施回数の多い3校は有料での実施である。

以上から、大学公開講座はほとんどの大学で実施されているが、1年に1講座程度を無料で実施しているところと、有料である程度本格的に取り組んでいるところに二分していることがわかる。

(9) 諸施設の開放

図書館等、大学の諸施設の開放状況は、表5に示す通りである。図書館は、短大11校中9校、大学16校中12校とかなり開放されているように見えるが、その利用条件をみると、他大学図書館、公共図書館等の他機関からの紹介、あるいは学内教員からの紹介を受けて利用が許可される場合が多く、一般の学習者が身分証明書等の提出程度で自由に利用できる図書館は数少ない⁹⁾。また、利用できた場合でも閲覧のみとか、貸し出し可能な場合でも冊数が1冊に限られているなど、受けられるサービスは限定されている。

体育関連施設については、開放している大学ではほとんどが、申し込み程度の手続きで無料で地域住民に開放している。

表5 諸施設の開放状況（実施校数）

	図 書 館	体 育 館	グラウンド	プール**	ホ ー ル
短期大学 (11校)*	9	4	5	—	—
大 学 (16校)	12	7	11	1	1

* 大学併設校は除いている

** プールは夏休みのみ

4. 結果のまとめ

以上の調査結果から、広島県における地域の生涯学習機関としての大学の現状をまとめると、大学の正規課程の開放に関しては、まず第一に科目等履修生制度の急速な整備があげられる。もちろんこの制度は、従来から類似の聴講生があり、各大学がこの制度を採用することは比較的容易であったわけだが、科目等履修生制度の整備によって、特に大学で利用者が増大し、制度が定着しつつあると言え

る。次にあげられるのは、大学院における社会人特別選抜制度の拡大傾向である。短大・大学においては、夜間課程以外は非常に特殊な例にとどまっているが、大学院では、専門領域によっては、この制度を利用した社会人学生が一般的なものになってきている。すなわち、大学では、比較的誰でも一般の学習者がパートタイムで学ぶ機会が、また大学院では、特定のキャリアや能力をもつ人にフルタイムで学ぶ場が整備されてきつつあると言えるであろう。

また、現在はまだ実施校も少なく全体的傾向とは言えないが、今後の動きとして注目できるのは、特別枠を設けての編入学制度の実施と、既存の大学以外の機関の単位認定・互換である。これらは、これまでの大学の自己完結的で閉鎖的な教育手続きを改革するものであると同時に、大学相互、あるいは他の生涯学習機関とのネットワーク化の実現に関連している。図1からわかるように、広島県における大学の学習資源は、仮に全て地域に住む生涯学習者に開放されたとしても、地域的にも専門領域的にも限定されている。地域レベルの大学をコアとする生涯学習社会構築にとって、各大学それぞれの取組みも重要ではあるが、それと同時に地域単位に学習者をどう支援するかということが、地域生涯学習コミュニティの形成の大きな課題となる。その手がかりとなるのが、このようなネットワーク化へ向けての動きである。

大学の正規課程以外の大学開放である、大学公開講座や諸施設の開放は多くの大学で実施されており、大学公開講座に積極的に取り組んでいる大学もあるが、全体的にみると低調である。大学の正規課程以外の大学開放においては、学内でそれらの事業に関する特定の位置付けがない場合には自ずと限界があり、それが1年間で1講座程度の大学公開講座の実施と空いた体育関連施設の開放という現状であると言えよう。

5. おわりに

大学は、従来から伝統的に重視してきた役割と両立する形で、生涯学習社会の中で期待される責任や役割を、でき得る範囲で少しずつ担おうとしている。しかし、フロント・エンドの教育モデルに基づくリジットな学校教育システムの頂点に位置する大学が、地域の生涯学習機関として機能していくためには、当然様々な限界や困難が存在し、それが本調査結果にも反映していると思われる。

この方面での研究はこれからであり、学習者の視点からの研究といっても、本研究の段階では、学習者の視点からの地域の大学資源の開放状況や地域的配置などの分析にとどまっており、かつ現段階では、広島県だけの事例研究となっている。したがって、本研究は、大学開放によって大学の新たな顧客となった学習者

の属性との関連性や、他県との比較における広島県の特徴や全国的傾向の分析など、多くの研究課題を残しており、そうした今後の本格的研究への予備的研究として位置づけられるものと考えている。

〈注〉

- 1) 安田女子大学生涯学習研究所『地域に開かれた大学ガイドー広島県版』(1994年)に、各大学の個別情報を掲載し、希望する地域の人々に配布した。
- 2) 専門領域のコードは、短大・大学の設置基準、及び学校基本調査報告書をもとに作成したものである。
- 3) 池田秀男「生涯学習における大学開放の在り方と役割」『安田女子大学紀要 No23』 1995年参照。
- 4) 短大、大学の夜間課程の社会人特別選抜は、定員枠を決めて募集しているのに対して、それ以外では「若干名」の募集となっている。
- 5) 科目等履修生制度は、前期、後期、あるいは通年で利用することができるが、ここで示している入学者数は、これら全てを合わせた数である。
- 6) 各大学により、また科目によりバラツキはあるものの、約8割が1単位当たり10,000円～13,000円である。多くの場合、これに検定料(0～15,000円)と入学料(0～30,000円)が必要である。
- 7) この場合、大学で16単位以上修得しなくてはならないが、他大学の科目等履修生として単位を取得している。
- 8) ここまでは、短大、大学あるいは大学院併設校であっても、それぞれ短大、大学、大学院によって制度の採用状況、実施状況が異なっており、また学習者にとっても全く意味が違うものなので個別に把握してきた。しかし、大学公開講座、及びこの後述べる諸施設の開放に関しては、学校単位で実施しているので、大学を併設している短大は大学と一括して、大学の方に含められている。
- 9) 県立、市立大学の場合は、県民、市民に開放されている。

なお、本稿は、1994年11月18日(金)に、日本生涯教育学会第15回大会において発表した「地域の生涯学習機関としての大学ー広島県を事例として」(池田秀男、金子照基、葛原生子、川崎天子、松井純子、中諄子、松元朋子)をもとに、葛原がまとめ直したものである。